

戸手多摩川町内会個人情報の取扱規程

令和5年2月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、本会が保有する個人情報を適正に取り扱うための事項を定めることにより、本会の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法律（以下「法」という。）等を遵守するとともに、町内会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 本会は、この個人情報の取扱規程を総会資料又は回覧により、少なくとも毎年1回は会員に周知するものとする。

(個人情報の取得)

第4条 本会は、会長が「戸手多摩川町内会加入届」、「調査票」などを、会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得するものとする。

2 本会が会員から取得する個人情報は、会員名簿等の作成に必要な氏名（家族、同居人を含む）、住所、電話番号等のほか、災害時等における避難支援活動に必要な生年月日、性別、支援の要否、緊急時連絡先、その他の項目で会員があらかじめ同意した事項とする。

(利用)

第5条 本会が保有する個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 会費の請求、会議の開催、管理、その他文書の送付など
- (2) 会員名簿の作成及び会員区域図の作成
- (3) 会員相互の親睦や交流のための活動
- (4) 敬老祝い金等の対象者の把握
- (5) 防犯・防災の活動。
- (6) 災害時における要援護者の支援活動
- (7) その他総会で議決された事業及び活動等

(管理)

第6条 収集した個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管し、適正に管理するものとする。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供)

第7条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合